

## 障害者差別解消法施行による本市の取組状況について

## 1 啓発活動

## (1) 市職員向け説明会

平成28年2月5日（金） 午前11時から正午まで

障害者差別解消法の周知、対応要領等について 各課1名以上参加

## (2) 一般市民・事業者向け講演会

平成28年2月16日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

【講師】手嶋 雅史 氏

愛知県障害者相談支援スーパーバイザー、椋山女学園大学 准教授

障害者差別解消法について分かりやすく解説 参加者73名

## (3) パンフレットの作成

この法律を多くの方に知っていただくため、パンフレットを作成しました。

## (4) 広報紙への掲載

5月号広報へ障害者差別解消法に関する記事を掲載予定です。

## 2 対応要領の作成

日頃の業務を行う上で、障がいのある人に対し市職員が実施すべき事柄や気を付けるべき事柄をまとめた対応要領を作成中です。

作成にあたっては、障がい者自立支援協議会委員（当事者団体、親の会、関係団体、事業者）、民生委員児童委員、人権擁護委員、庁内各課への意見聴取を実施しました。

なお、一般的な窓口としては福祉課が担当し、市職員に対する苦情等については人事課が、学校関係については、教育委員会が担当することとなります。

（作成中の対応要領案は別添のとおり）

## 3 障害者差別解消支援地域協議会の設置

本市では、当事者団体や家族会、その他関係団体が集まる障がい者自立支援協議会がこの役割を担うのが適切であると考え、既存の障がい者自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加させたいと考えています。